

翻 訳

## 日本民法総則編日中対訳

村	田	彰
周	作	彩
郭		娜
李		喻
马	晓	冬
朴	明	顺
周	传	生

序

日本民法（1896〔明治29〕年4月27日法律第89号）は、1898（明治31）年7月16日に施行されてから一世紀以上も経過した後、民法の一部を改正する法律（2004〔平成16〕年12月1日法律第147号）によって「現代語化」され、この改正法は翌2005（平成17）年4月1日に施行された。

この年、大学院生の郭娜、李喻、马晓冬、朴明顺、周传生（中国語表音順）の5名は、わたくしの担当する「財産法特論」において民法を研究していたところ、施行された現代語化法が中国留学生にとっても読みやすい法典となったことから、2005年10月からこの現代語化法を中国語に訳出してみようということに一致した。しかし、民法典が大部ということもあり、民法総則編中の条文をとりあえず訳出することとした。そして、訳出作業の順序および方法に関しては、訳出箇所を各担当者に割り当て、担当者の

訳出した中国語訳を参加者全員で議論し、周作彩教授がこれを添削する、ということにした。また、2006（平成18）年4月からは、何杰、孫琦霞、王俊哲、尹波（中国語表音順）の4名の大学院生が新たに参加した。訳出作業に際しての留学生の討論はいつも非常に白熱したものであり、以下に示す成果が彼らの努力に大いによるものである、ということをごここに特に記しておきたい。

以下では、2004（平成16）年民法改正法（現代語化法）の総則編とその中国語（簡体字中国語）訳とを横書きにして対訳させている。これは、日本民法を学ぶ中国留学生の学習の便宜を考えたからである。そうして、この対訳が日本で民法を学ぶ中国留学生に少しでも役立ち、日本と中国との友好に些かでも貢献することができたなら、われわれとしては望外の喜びである。

ところで、2004（平成16）年民法改正法が施行された後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律50号）が制定され、民法総則編第三章法人は全面的に改正されることとなった（整備法38条参照）。また、法の適用に関する通則法（平成18年6月21日法律第78号）の制定により、法例（明治31年6月21日法律第10号）が全面的に改正され、民法第23条2項ただし書中の「法例（明治三十一年法律第第十号）その他」は削られることとなった（通則法附則4条参照）。しかし、この二法がいずれも未施行（2006年11月21日現在）であることから、以下は2004（平成16）年民法改正法の訳出であることをここに附言しておく。

なお、中国語への訳出にあたり、『中华人民共和国民法通则』（1986年4月12日公布〔第六届全国人民代表大会四次会议通过 中华人民共和国主席令第37号〕、1987年1月1日施行）、中華人民共和国國務院法制局による英文訳である“GENERAL PRINCIPLES OF THE CIVIL LAW OF THE

PEOPLE' S REPUBLIC OF CHINA” (Adopted at the Fourth Session of the Sixth National People' s Congress, promulgated by Order No. 37 of the President of the People' s Republic of China on April 12, 1986, and effective as of January 1, 1987) および『中華民國民法』(民國18〔1929〕年5月23日公布, 民國18〔1929〕年10月10日施行, 民國91〔2002〕年6月26日修正)を参照した。

最後に, ここに訳出した中国語訳については, われわれとしても一応の訳と位置づけ, 近い将来において日本民法の原意に一層近づけたい, と考えている。訳出者を代表して, 読者諸氏のご指導とご指摘を心から願います。

村田 彰

## 目次

### 第一編 総則

#### 第一章 通則（第一条・第二条）

#### 第二章 人

##### 第一節 権利能力（第三条）

##### 第二節 行為能力（第四条～第二一条）

##### 第三節 住所（第二二条～第二四条）

##### 第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二五条～第三二条）

##### 第五節 同時死亡の推定（第三二条の二）

#### 第三章 法人

##### 第一節 法人の設立（第三三条～第五一条）

##### 第二節 法人の管理（第五二条～第六七条）

##### 第三節 法人の解散（第六八条～第八三条）

##### 第四節 補則（第八四条・第八四条の二）

##### 第五節 罰則（第八四条の三）

#### 第四章 物（第八五条～第八九条）（以上、本号）

#### 第五章 法律行為

##### 第一節 総則（第九〇条～第九二条）

##### 第二節 意思表示（第九三条～第九八条の二）

##### 第三節 代理（第九九条～第一一八条）

##### 第四節 無効及び取消し（第一一九条～第一二六条）

##### 第五節 条件及び期限（第一二七条～第一三七条）

#### 第六章 期間の計算（第一三八条～第一四三条）

#### 第七章 時効

##### 第一節 総則（第一四四条～第一六一条）

##### 第二節 取得時効（第一六二条～第一六五条）

##### 第三節 消滅時効（第一六六条～第一七四条の二）

目次

第一編 总則

第一章 通則（第一条・第二条）

第二章 人

第一节 权利能力（第三条）

第二节 行为能力（第四条～第二十一条）

第三节 住所（第二十二条～第二十四条）

第四节 不在者财产的管理以及失踪宣告（第二十五条～第三十二条）

第五节 同时死亡的推定（第三十二条之二）

第三章 法人

第一节 法人的设立（第三十三条～第五十一条）

第二节 法人的管理（第五十二条～第六十七条）

第三节 法人的解散（第六十八条～第八十三条）

第四节 补則（第八十四条・第八十四条之二）

第五节 罚則（第八十四条之三）

第四章 物（第八十五条～第八十九条）（以上，本号）

第五章 法律行为

第一节 总則（第九十条～第九十二条）

第二节 意思表示（第九十三条～第九十八条之二）

第三节 代理（第九十九条～第一百八条）

第四节 无效及撤销（第一百九条～第二百六条）

第五节 条件及期限（第二百七条～第三十七条）

第六章 期间的计算（第三十八条～第四十三条）

第七章 时效

第一节 总則（第四十四条～第六十一条）

第二节 取得时效（第六十二条～第六十五条）

第三节 消灭时效（第六十六条～第七十四条之二）

## 日 文

### 第一編 総則

#### 第一章 通則

第一条（基本原則） 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

第二条（解釈の基準）この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

#### 第二章 人

##### 第一節 権利能力

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

##### 第二節 行為能力

第四条（成年）年齢二十歳をもって、成年とする。

第五条（未成年者の法律行為）未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第六条（未成年者の営業の許可）一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

# 中 文

## 第一编 总则

### 第一章 通则

第一条（基本原则） 私权必须适合于公共福利。

- 2 权利的行使以及义务的履行，必须遵从信义，诚实地进行。
- 3 权利不许滥用。

第二条（解释的标准） 本法必须以个人的尊严和男女本质性平等为宗旨进行解释。

## 第二章 人

### 第一节 权利能力

第三条 私权的享有，始于出生。

- 2 外国人，除了依法令或者条约规定被禁止者，享有私权。

### 第二节 行为能力

第四条（成年） 以年龄满二十周岁为成年。

第五条（未成年人的法律行为） 未成年人为法律行为，必须征得其法定代理人的同意。但仅获得权利或者免除义务的法律行为，不在此限。

- 2 违反前项规定的法律行为可以撤销。
- 3 不顾第一项规定，法定代理人规定目的允许处分的财产，未成年人可以在其目的范围内自由地处分。处分没有规定目的允许处分的财产时，也同样。

第六条（未成年人的营业许可） 被允许一种或者数种营业的未成年人，关于其营业，有和成年人同等的行为能力。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第七条（後見開始の審判）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第八条（成年被後見人及び成年後見人）後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

第九条（成年被後見人の法律行為）成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

第一〇条（後見開始の審判の取消し）第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

第一一条（保佐開始の審判）精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第十二条（被保佐人及び保佐人）保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

第十三条（保佐人の同意を要する行為等）被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。



2 前项中，未成年人有不能担负其营业的事由的，其法定代理人可以依据第四编（亲属）的规定限制或者撤销其许可。

第七条（监护开始的裁定） 对于因精神上的障碍而处于欠缺事理辨识能力常态的人，家庭法院可以根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，未成年监护人，未成年监护监督人，保佐人，保佐监督人，辅助人，辅助监督人或者检察官的请求，做出监护开始的裁定。

第八条（成年被监护人以及成年监护人） 被裁定监护开始的人，为成年被监护人，并为其委托成年监护人。

第九条（成年被监护人的法律行为） 成年被监护人的法律行为可以撤销。但有关日用品的购买及其他日常生活的行为，不在此限。

第十条（监护开始的裁定的撤销） 第七条规定的原因已经消失的，家庭法院根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，监护人（指未成年监护人以及成年监护人，以下所指相同），监护监督人（未成年监护监督人以及成年监护监督人，以下所指相同）或者检察官的请求，必须撤销监护开始的裁定。

第十一条（保佐开始的裁定） 对于因精神上的障碍而辨识事理能力明显不足的人，家庭法院可以根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，监护人，监护监督人，辅助人，辅助监督人或者检察官的请求，做出保佐开始的裁定。但对于具有第七条中规定原因的人，不在此限。

第十二条（被保佐人以及保佐人） 被裁定保佐开始的人，为被保佐人，并为其委托保佐人。

第十三条（需要保佐人同意的行为等） 被保佐人为下列行为时，必须获得其保佐人的同意。但第九条但书中规定的行为，不在此限：

- （一） 领收或者利用本金；
- （二） 借债或者作保；
- （三） 以有关不动产及其他重要财产的权利的得失为目的的行为；
- （四） 诉讼行为；
- （五） 赠与，和解或者达成仲裁合意（指仲裁法（平成十五年法律一百三十八号）第二条第一项规定的仲裁合意）的行为；
- （六） 对继承的承认，放弃或者分割遗产的行为；
- （七） 拒绝赠与的要约，放弃遗赠，承诺附带负担的赠与的要约或者承认附带负担的遗赠的行为；

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

第一四条（保佐開始の審判等の取消し）第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第一五条（補助開始の審判）精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

第一六条（被補助人及び補助人）補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

- (八) 新建，改建，扩建或者大型修缮的行为；
- (九) 超过第六百零二条规定期间的租赁行为。
- 2 家庭法院根据第十一条正文规定的人或者保佐人或保佐监督人的请求，可以裁定被保佐人为前项所列行为之外的行为时，也必须获得其保佐人的同意。但第九条但书规定的行为，不在此限。
- 3 对于必须获得保佐人同意的行为，保佐人在并无损害被保佐人利益的危险却不予以同意的，家庭法院可以根据被保佐人的请求，给予代替保佐人同意的许可。
- 4 必须获得保佐人同意的行为，而没有获得其同意或者代替同意的许可的，可以撤销。

第十四条（保佐开始的裁定的撤销） 第十一条正文规定的原因已经消失的，家庭法院根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，未成年监护人，未成年监护监督人，保佐人，保佐监督人的请求，必须撤销保佐开始的裁定。

- 2 家庭法院可以根据前项规定的人的请求，撤销前条第二项裁定的全部或者一部分。

第十五条（辅助开始的裁定） 对于因精神上的障碍而事理辨识能力不足的人，家庭法院可以根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，监护人，监护监督人，保佐人，保佐监督人或者检察官的请求，做出辅助开始的裁定。但具有第七条或者第十一条正文规定原因的人，不在此限。

- 2 根据本人以外的人的请求进行辅助开始的裁定，必须征得本人同意。
- 3 辅助开始的裁定必须同第十七条第一项的裁定或者第八百七十六条之九第一项的裁定一起进行。

第十六条（被辅助人以及辅助人） 被裁定辅助开始的人，为被辅助人，并为其委托辅助人。

第一七条（補助人の同意を要する旨の審判等）家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

第一八条（補助開始の審判等の取消し）第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第一九条（審判相互の関係）後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

第十七条（需要辅助人同意的裁定） 家庭法院可以根据第十五条第一项正文规定的人或者辅助人或辅助监督人的请求，做出被辅助人为特定法律行为必须获得其辅助人同意的裁定。但裁定必须获得辅助人同意才能进行的行为，只限于第十三条第一项规定中的部分行为。

- 2 根据本人以外的人的请求进行前项裁定的，必须征得本人同意。
- 3 对于必须获得辅助人同意的行为，辅助人在并无损害被辅助人利益的危险却不予以同意的，家庭法院可以根据被辅助人的请求，给予代替辅助人同意的许可。
- 4 必须获得辅助人同意的行为，未经其同意或者代替同意的许可的，可以撤销。

第十八条（辅助开始的裁定等的撤销） 第十五条第一项正文规定的原因已经消失的，家庭法院根据本人，配偶，四亲等以内的亲属，未成年监护人，未成年监护监督人，辅助人，辅助监督人或者检察官的请求，必须撤销辅助开始的裁定。

- 2 家庭法院可以根据前项规定的人的请求撤销前条第一项的裁定的全部或者一部分。
- 3 在全部撤销前条第一项的裁定以及第八百七十六条之九第一项的裁定时，家庭法院必须撤销辅助开始的裁定。

第十九条（裁定之间的相互关系） 在进行监护开始的裁定时，本人是被保佐人或者被辅助人的，家庭法院必须撤销有关本人的保佐开始或者辅助开始的裁定。

- 2 在进行保佐开始的裁定时本人是成年被监护人或被辅助人的，或者在进行辅助开始的裁定时本人是成年被监护人或者被保佐人的，准用前项规定。

第二〇条（制限行為能力者の相手方の催告権） 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

第二一条（制限行為能力者の詐術） 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

### 第三節 住所

第二二条（住所） 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

第二三条（居所） 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、法例（明治三十一年法律第十号）その他準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

第二四条（仮住所） ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第二十条（限制行为能力人的相对人的催告权） 限制行为能力人（指未成年人，成年被监护人，被保佐人以及依第十七条第一项裁定的被辅助人，以下所指相同）的相对人，在该限制行为能力人成为行为能力人（指行为能力不受限制的人，以下所指相同）之后，可以设定一个月以上的期间，催告其在此期间内对能够撤销的行为是否进行追认作出明确答复。如果该人如期不作出明确的答复，则视其已追认该行为。

2 限制行为能力人的相对人，在限制行为能力人没有成为行为能力人期间，对其法定代理人，保佐人或者辅助人，就其权限内的行为进行了前项规定的催告，而这些人同项的期间内不作出明确答复的，也和同项后段同样。

3 需要特别方式的行为，在前两项的期间内不发出通知告诉已具备所需方式的，视为已撤销该行为。

4 限制行为能力人的相对人，可以对被保佐人或者依第十七条第一项裁定的被辅助人发出催告，让其在第一项期间内获得其保佐人或者辅助人的追认。如果该被保佐人或者被辅助人不如期发出已获得追认的通知，则视为已撤销该行为。

第二十一条（限制行为能力人的诈术） 限制行为能力人为了让人相信他是行为能力人而使用诈术的，不得撤销其行为。

### 第三节 住所

第二十二条（住所） 各人的生活主要据点是其住所。

第二十三条（居所） 住所不明的，视居所为住所。

2 在日本没有住所的人，不论其是日本人或者外国人，以日本的居所视为其住所。但依照法例（明治三十一年法律第十号）及其他规定准据法的法律规定，应当依据该人住所地法律的，不在此限。

第二十四条（临时住所） 就某个行为选定了临时住所的，关于该行为，以其临时住所视为住所。

#### 第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

第二五条（不在者の財産の管理）従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

第二六条（管理人の改任）不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

第二七条（管理人の職務）前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第二八条（管理人の権限）管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第二九条（管理人の担保提供及び報酬）家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第三〇条（失踪の宣告）不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。



#### 第四节 不在者的财产的管理以及失踪宣告

第二十五条（不在者财产的管理） 离去以前的住所或者居所的人（以下称为“不在者”），对其财产未设置管理人（以下本节中只称为“管理人”）的，家庭法院根据利害关系人或者检察官的请求，可以命令对其财产的管理进行必要的处分。在本人不在期间，管理人的权限已经消失的，也同样。

2 根据前项规定发出命令后，本人设置了管理人时，家庭法院根据管理人，利害关系人或者检察官的请求，必须撤销该命令。

第二十六条（管理人的改任） 不在者已设置管理人，而该不在者生死不明的，家庭法院可以根据利害关系人或者检察官的请求，改任管理人。

第二十七条（管理人的职务） 依据前二条的规定由家庭法院选任的管理人，必须就其管理的财产制作目录。制作目录的费用，从不在者的财产中支出。

2 不在者生死不明的，如果有利害关系人或者检察官的请求，家庭法院可以命令不在者设置的管理人制作前项目录。

3 除前二项规定以外，家庭法院可以命令管理人，为保存不在者的财产作必要的处分。

第二十八条（管理人的权限） 管理人需要作超越第一百零三条规定权限的行为时，可经家庭法院许可后而为之。不在者生死不明，其管理人需要作超越不在者所定权限的行为时，也同样。

第二十九条（管理人的担保提供以及报酬） 家庭法院可以让管理人对财产的管理及归还作适当的担保。

2 家庭法院可以根据管理人和不在者的关系及其他的情况，从不在者的财产中给予管理人适当的报酬。

第三十条（失踪宣告） 不在者生死不明满七年的，家庭法院可以根据利害关系人的请求，作出失踪宣告。

2 身临战场，乘坐的船舶沉没及遭遇其他致死危难的人，分别在战争结束后，船舶沉没后或者其他危难消除之后生死不明满一年的，也和前项同样。

第三一条（失踪の宣告の効力）前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

第三二条（失踪の宣告の取消し）失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

#### 第五節 同時死亡の推定

第三二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

### 第三章 法人

#### 第一節 法人の設立

第三三条（法人の成立）法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

第三四条（公益法人の設立）学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

第三五条（名称の使用制限）社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三六条（外国法人）外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

第三十一条（失踪宣告の効力） 依前条第一项规定被宣告失踪的人，在同项的期间届满时，视为死亡。依同条第二项规定被宣告失踪的人，在危难得以消除时，视为死亡。

第三十二条（失踪宣告の撤销） 有证明确实失踪者生存或者已经于前条规定时间不同的时间死亡的，家庭法院根据本人或者利害关系人的请求，必须撤销失踪宣告。失踪宣告的撤销，不影响在失踪宣告后至撤销之前以善意所作行为的效力。

2 因失踪宣告得到财产的人，因其撤销而丧失权利。但只在实际得到利益的限度内，承担归还其财产的义务。

## 第五节 同时死亡的推定

第三十二条之二 在数人死亡的情况下，如果不能确实其中一人在其他人死亡后仍然生存，推定这些人同时死亡。

## 第三章 法人

### 第一节 法人的设立

第三十三条（法人的成立） 法人非依照本法及其他法律的规定，不得成立。

第三十四条（公益法人的设立） 与学术，技艺，慈善，祭祀，宗教及其他公益有关，不以营利为目的的社团或财团，经主管行政机关许可，可成为法人。

第三十五条（名称的使用限制） 非社团法人或财团法人，不得在其名称中使用社团法人，财团法人或者容易与此混淆的文字。

第三十六条（外国法人） 外国法人，除国家，国家的行政区划以及商事公司之外，不认可其成立。但依照法律或条约规定被认可的外国法人，不在此限。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

第三七条（定款） 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する規定
- 五 理事の任免に関する規定
- 六 社員の資格の得喪に関する規定

第三八条（定款の変更） 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三九条（寄附行為） 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

第四〇条（裁判所による名称等の定め） 財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めなくて死亡したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、これを定めなければならない。

第四一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用） 生前の処分寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

2 遺言寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

第四二条（寄附財産の帰属時期） 生前の処分寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

2 遺言寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

第四三条（法人の能力） 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

第四四条（法人の不法行為能力等） 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 依照前项规定被认可的外国法人，享有和在日本成立的同种法人同样的私权。但外国法人不能享有的权利以及法律或条约中有特别规定的权利，不在此限。

第三十七条（章程） 要设立社团法人的人，必须订立章程并记载以下事项

- （一） 目的；
- （二） 名称；
- （三） 事务所所在地；
- （四） 有关资产的规定；
- （五） 有关董事任免的规定；
- （六） 有关成员资格得丧的规定。

第三十八条（章程的变更） 章程只有征得全体成员四分之三以上的同意方可变更。但章程里另有规定的，不在此限。

2 章程的变更，非经主管行政机关认可不发生效力。

第三十九条（捐助章程） 要设立财团法人的人，在以设立为目的的捐助章程中，必须规定第三十七条第一号至第五号中所列举的事项。

第四十条（由法院规定名称等） 要成立财团法人的人在尚未规定其名称，事务所所在地或董事的任免方法之前死亡的，法院根据利害关系人或检察官的请求，必须对此作出规定。

第四十一条（有关赠与或遗赠规定的准用） 以生前处分进行捐助行为的，只要不与其性质相悖，准用有关赠与的规定。

2 以遗嘱进行捐助行为的，只要不与其性质相悖，准用有关遗赠的规定。

第四十二条（捐助财产的归属时期） 以生前处分进行捐助行为的，捐助财产从法人的设立被许可时起归属法人。

2 以遗嘱进行捐助行为的，捐助财产从遗嘱发生法律效力时起视为归属法人。

第四十三条（法人的能力） 法人依照法令规定，在章程或捐助章程规定的目的范围内，享有权利，承担义务。

第四十四条（法人的侵权行为能力等） 法人对董事及其他代理人因执行其职务给他人造成的损害承担赔偿责任。

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第四五条（法人の設立の登記等）法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

第四六条（設立の登記の登記事項及び変更の登記等）法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 設立の許可の年月日

五 存立時期を定めたときは、その時期

六 資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、その方法

八 理事の氏名及び住所

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。

3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第四七条（登記の期間の計算）第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であって、官庁の許可を要するものは、その許可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第四八条（事務所の移転の登記）法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

- 2 因超出法人目的范围的行为给他人造成损害的，赞成就该行为有关事项的决议的成员以及董事和履行决议的董事以及其他代理人，对其损害承担连带赔偿责任。

第四十五条（法人设立的登记等） 法人从设立之日起，在主要事务所所在地于两周以内，在其他事务所所在地于三周以内，必须进行登记。

- 2 法人的设立，如果在其主要事务所所在地没有进行登记，不能对抗第三人。
- 3 法人在设立后另外设置新事务所的，必须在該事务所所在地于三周以内进行登记。

第四十六条（设立登记的登记事项及变更的登记等） 法人的设立登记中，应该登记的事项如下：

- (一) 目的；
  - (二) 名称；
  - (三) 事务所的所在地；
  - (四) 设立许可年月日；
  - (五) 规定了存在期间的，其期间；
  - (六) 资产总额；
  - (七) 规定了出资方法的，其方法；
  - (八) 董事的姓名及住所。
- 2 前项各号列举事项发生变更的，在主要事务所所在地于两周以内，在其他事务所所在地于三周以内，必须进行变更登记。此项变更，在登记之前均不能对抗第三人。
  - 3 作出停止董事执行职务或选任代行其职务之人的临时处分，或者对该临时处分进行变更或撤销的，必须在主要事务所及其他事务所所在地进行登记。此项登记，准用前项后段的规定。

第四十七条（登记期间的计算） 依照第四十五条第一项及前条的规定应该登记的事项中，需经行政机关许可的，从许可书到达时开始起算登记期间。

第四十八条（事务所迁移的登记） 法人迁移主要事务所的，必须于两周内在旧所在地进行迁移登记，并在新所在地登记第四十六条第一项各号列举事项。

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

第四九条（外国法人の登記）第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時から登記の期間を起算する。

2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

第五〇条（法人の住所）法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五一条（財産目録及び社員名簿）法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

## 第二節 法人の管理

第五二条（理事）法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

第五三条（法人の代表）理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない。

第五四条（理事の代理権の制限）理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第五五条（理事の代理行為の委任）理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。



- 2 法人迁移主要事务所以外的事务所的，必须在旧所在地于三周以内进行迁移登记，并在新所在地于四周以内登记第四十六条第一项各号列举事项。
- 3 在同一登记处的管辖区域内迁移事务所的，只需对迁移进行登记即可。

第四十九条（外国法人的登记） 第四十五条第三项，第四十六条及前条的规定，准用于外国法人在日本设立事务所。但在外国发生的事项，从通知到达时开始起算登记期间。

- 2 外国法人初次在日本设立事务所的，在事务所的所在地办理登记之前，第三人可以否认其法人的成立。

第五十条（法人的住所） 法人以其主要事务所所在地为住所。

第五十一条（财产目录及成员名单） 法人在成立时及每年的一月至三月之间，必须制作财产目录，并常备置于主要事务所。但对事业年度有特别规定的，在成立时及事业年度终了时，必须制作财产目录。

- 2 社团法人要备置成员名单，每当成员有变动时，必须进行必要的变更。

## 第二节 法人的管理

第五十二条（董事） 法人必须设一名或数名董事。

- 2 有数名董事的情况下，章程或捐助章程里没有特别规定的，法人的事务由董事的过半数决定。

第五十三条（法人的代表） 董事就法人的所有事务代表法人。但不能违反章程的规定或捐助章程的宗旨，于社团法人还必须服从成员大会的决议。

第五十四条（董事代理权的限制） 对董事代理权加于的限制，不能对抗善意的第三人。

第五十五条（董事代理行为的委任） 董事只限于章程，捐助章程或成员大会决议未予禁止的情况下，可以将特定行为的代理委任给他人。

第五六条（仮理事）理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第五七条（利益相反行為）法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第五八条（監事）法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第五九条（監事の職務）監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第六〇条（通常総会）社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

第六一条（臨時総会）社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第六二条（総会の招集）総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

第六三条（社団法人の事務の執行）社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第六四条（総会の決議事項）総会においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第六五条（社員の表決権）各社員の表決権は、平等とする。

- 2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

- 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

第五十六条（临时董事） 董事欠缺，且有可能因事务拖延而造成损害的，法院根据利害关系人或检察官的请求，必须选任临时董事。

第五十七条（利益相悖行为） 有关法人和董事的利益相悖的事项，董事没有代理权。对此，法院根据利害关系人或检察官的请求，必须选任特别代理人。

第五十八条（监事） 法人可以依章程，捐助章程或成员大会的决议，设置一名或数名监事。

第五十九条（监事的职务） 监事的职务如下：

- （一） 对法人的财产状况进行监查；
- （二） 对董事的业务执行状况进行监查；
- （三） 如果发现财产状况或执行业务中有违反法令，章程或捐助章程，或者明显不正当事项时，向成员大会或主管行政机关报告；
- （四） 为前号报告所必要时，召集成员大会。

第六十条（通常成员大会） 社团法人的董事，必须至少每年召开一次成员通常大会。

第六十一条（临时成员大会） 社团法人的董事，认为有必要时，可随时召集临时成员大会。

- 2 由全体成员的五分之一以上提出会议的目的事项请求开会的，董事必须召集临时成员大会。但关于全体成员五分之一的比例，可以在章程里规定与此不同的比例。

第六十二条（成员大会的召集） 成员大会的召集通知，至少要在开会日的五天以前，明示会议的目的事项，并依照章程规定的方法发行。

第六十三条（社团法人的事务执行） 社团法人的事务，除依章程已委任给董事或其他干事的事务之外，一切依成员大会的决议执行。

第六十四条（成员大会的决议事项） 成员大会，只能就依第六十二条规定已事先通知的事项作出决议。但章程里另有规定的，不在此限。

第六十五条（成员的表决权） 各成员的表决权应当平等。

- 2 不出席大会的成员，可以通过书面或由代理人代行表决。
- 3 章程里另有规定的，前二项的规定不予适用。

第六六条（表決権のない場合） 社団法人と特定の社員との関係について  
議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

第六七条（法人の業務の監督） 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

### 第三節 法人の解散

第六八条（法人の解散事由） 法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生
- 二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 三 破産手続開始の決定
- 四 設立の許可の取消し

2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 社員が欠けたこと。

第六九条（法人の解散の決議） 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第七〇条（法人についての破産手続の開始） 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第七一条（法人の設立の許可の取消し） 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

第七二条（残余財産の帰属） 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

第六十六条（没有表决权的情况） 就社团法人与特定成员之间的关系作出决议时，该成员没有表决权。

第六十七条（法人业务的监督） 法人的业务服从主管行政机关的监督。

2 主管行政机关，可以对法人作出监督上必要的命令。

3 主管行政机关，可凭职权随时对法人的业务及财产状况进行检查。

### 第三节 法人的解散

第六十八条（法人的解散事由） 法人根据下列事由解散：

- （一） 章程或捐助章程里规定的解散事由发生；
- （二） 作为法人目的的事业已告成功或者无望成功；
- （三） 破产程序开始的决定；
- （四） 设立许可的撤销。

2 社团法人除前项各号所列事由之外，还可根据下列事由解散：

- （一） 成员大会的决议；
- （二） 成员欠缺。

第六十九条（法人解散的决议） 社团法人，非有全体成员四分之三以上的赞成，不得作出解散的决议。但章程里另有规定的，不在此限。

第七十条（法人破产程序的开始） 法人已经不能以其财产清偿债务时，法院根据董事或债权人的申请，或者以职权作出破产程序开始的决定。

2 前项规定的情况下，董事必须立即申请开始破产程序。

第七十一条（法人设立许可的撤销） 法人从事其目的以外的事业，或者违反设立许可的条件或主管行政机关监督上的命令，或有其他构成损害公益的行为时，以其他方法不能达到监督目的的，主管行政机关可以撤销其许可。无正当理由连续三年以上不从事事业的，也同样。

第七十二条（剩余财产的归属） 解散后的法人的财产，归属于章程或捐助章程中指定的人。

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあっては、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第七三条（清算法人）解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第七四条（清算人）法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

第七五条（裁判所による清算人の選任）前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第七六条（清算人の解任）重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第七七条（清算人及び解散の登記及び届出）清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。

第七八条（清算人の職務及び権限）清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- 2 在章程或捐助章程中未指定权利的归属者，或者未规定其指定方法的，董事经主管行政机关的许可，可以为达到与其法人目的类似的目的，处分其财产。但社团法人，必须经过成员大会的决议。
- 3 依前二项规定无法处分的财产，归属国库。

第七十三条（清算法人） 解散后的法人，在清算的目的范围内，清算完了之前，视为继续存在。

第七十四条（清算人） 法人解散时，除依照破产程序开始的决定解散的，董事为其清算人。但章程或捐助章程中另有规定的，或者在成员大会上选任了董事以外的人的，不在此限。

第七十五条（由法院选任清算人） 依照前条规定没有人担当清算人，或者由于清算人欠缺而有可能发生损害的，法院可以根据利害关系人或检察官的请求或者以职权选任清算人。

第七十六条（清算人的解任） 有重要事由的，法院可以根据利害关系人或检察官的请求或者以职权解任清算人。

第七十七条（清算人及解散的登记与申报） 除破产程序开始的决定及设立许可撤销的情况外，解散后，清算人必须在主要事务所所在地于两周以内，在其他事务所所在地于三周以内，对其姓名，住所以及解散的原因，年月日进行登记，并将这些事项申报给主管行政机关。

- 2 在清算期间就任的清算人，就任后在主要事务所所在地于两周以内，在其他事务所所在地于三周以内，必须对其姓名及住所进行登记，并将这些事项申报给主管行政机关。
- 3 前项规定，准用于因设立许可被撤销而解散时就任的清算人。

第七十八条（清算人的职务及权限） 清算人的职务如下：

- （一） 了结现有事务；
  - （二） 收取债权，偿还债务；
  - （三） 移交剩余财产；
- 2 清算人为执行前项各号所列职务，可作必要的一切行为。

第七九条（債権の申出の催告等）清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第八〇条（期間経過後の債権の申出）前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第八一条（清算法人についての破産手続の開始）清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第八二条（裁判所による監督）法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第八三条（清算終了の届出）清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

#### 第四節 補則

第八四条（主務官庁の権限の委任）この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。



第七十九条（债权申告の催告等） 清算人必须从就任日起两个月以内，至少通过三次公告，催告债权人在一定期间内申告其债权。该期间不能少于两个月。

- 2 在前项公告中，必须附记债权人如果不如期提出申告，其债权将从清算里被排除。但清算人不能排除已知的债权人。
- 3 清算人对已知的债权人，必须各别催告其申告。

第八十条（逾期的债权申告） 在前条第一项的期间经过以后提出申告的债权人，只能对法人的债务清偿后尚未移交给权利归属人的财产提出请求。

第八十一条（清算法人破产程序的开始） 在清算过程中发现法人的财产不足以清偿其债务时，清算人必须立即申请开始破产程序，并对此予以公告。

- 2 清算中的法人被决定开始破产程序，清算人已将其事务移交给破产管理人时，其任务终了。
- 3 前项规定中，清算中的法人已经向债权人或权利归属人作过支付或移交的，破产管理人可以将其收回。

第八十二条（法院的监督） 法人的解散及清算服从法院的监督。

- 2 法院以职权可以随时进行前项监督所必要的检查。

第八十三条（清算完了的申报） 清算完了后，清算人必须对此向主管行政机关申报。

#### 第四节 补则

第八十四条（主管行政机关权限的委任） 本章里规定的主管行政机关的权限，依照政令规定，可以把其全部或一部分委任给国家下属的行政机关。

第八四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県の執行機関」という。）においてその全部又は一部を処理することとすることができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

### 第五節 罰則

第八四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この章に規定する登記を怠ったとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第八十四条之二（由都道府县的执行机关处理主管行政机关的事务） 本章规定属于主管行政机关权限的事务，依照政令规定，可以由都道府县的知事及其他执行机关（以下称为“都道府县的执行机关”）对其全部或部分进行处理。

- 2 于前项，主管行政机关依照政令规定，有关法人监督上的命令或设立许可的撤销，可以对都道府县的执行机关发出指示。
- 3 于第一项，主管行政机关可以制定都道府县的执行机关在处理该事务时应遵循的标准。
- 4 主管行政机关制定前项标准后，必须将其公告。

### 第五节 罚则

第八十四条之三 法人的董事，监事或清算人，如有下列各号情形之一的，处以五十万日元以下的罚款：

- （一） 不进行本章规定的登记的；
  - （二） 违反第五十一条规定，或者在财产目录或成员名单中有违章记载的；
  - （三） 阻碍主管行政机关，受其权限委任的国家下属行政机关或处理属于其权限事务的都道府县执行机关，或者法院依据第六十七条第三项或第八十二条第二项规定进行检查的；
  - （四） 违反主管行政机关，受其权限委任的国家下属行政机关或处理属于其权限事务的都道府县执行机关依据第六十七条第二项规定所发出的监督命令的；
  - （五） 对行政机关，处理属于主管行政机关权限事务的都道府县执行机关或者成员大会，提出虚伪申报或隐瞒事实的；
  - （六） 不依据第七十条第二项或第八十一条第一项规定申请开始破产程序的；
  - （七） 不发出第七十九条第一项或第八十一条第一项公告，或发出违章公告的。
- 2 违反第三十五条规定的，处以十万日元以下的罚款。

## 第四章 物

第八五条（定義）この法律において「物」とは、有体物をいう。

第八六条（不動産及び動産）土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

3 無記名債権は、動産とみなす。

第八七条（主物及び従物）物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

第八八条（天然果実及び法定果実）物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

第八九条（果実の帰属）天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。

2 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

## 第四章 物

第八十五条（定义） 本法所称“物”，指有体物。

第八十六条（不动产及动产） 土地及其定着物，为不动产。

2 不动产之外的物，皆为动产。

3 无记名债权，视为动产。

第八十七条（主物及从物） 物的所有人，以供其物日常使用为目的，把属于自己所有的他物附属于该物时，其附属之物为从物。

2 从物随主物处分。

第八十八条（天然果实及法定果实） 依物的用法所收取的出产物，为天然果实。

2 作为物的使用对价而收取的金钱或其它物为法定果实。

第八十九条（果实的归属） 天然果实，自其与原物分离之时起，归属有权利收取它的人。

2 法定果实，根据其收取权利的存续期间，以日计取得。

（未完）